

第2章

NAFTAによるメキシコ工業の発展の方向

はじめに

本章では、なぜNAFTAがメキシコに必要であったのか、サリーナス(Carlos Salinas de Gortari) 前大統領がNAFTA交渉に踏み切ったマクロ経済的背景と、NAFTAの発足からこれまでのマクロ経済的な効果とを、まだ短い期間ではあるが、できるかぎり論じる。また、NAFTAで自動車・自動車部品、繊維、電機電子部門について原産地規則がとくに厳しく定められたが、その背景と、原産地規則の存在がメキシコのそれら部門の発展に与える影響、について論じる。

第1節 マクロ経済運営とNAFTA

ラテンアメリカ諸国は、1980年代の中頃からIMFと世銀の累積債務国に対する構造調整政策の影響もあって、急速に経済の自由化を進めるようになった。メキシコも1986年にGATTに加盟し、国営企業の民営化に87年から本格的に取り組むなど、いち早く経済自由化政策に転換した。1988年12月に発足したサリーナス政権は、その経済開発戦略の基本を(1)経済的安定の持続、(2)投資の拡大、(3)構造改革(財政収支の均衡化、国営企業の民営化の推進、自由化の促進、規制緩和)に置いた。国内市場が十分に発展していないため市場が決

して大きいとはいえなく、また、国内貯蓄率の低いメキシコのような国で、このような経済開発戦略を実施するには外国への輸出とメキシコへの外国直接投資に期待せざるをえなくなる⁽¹⁾。まず、サリーナス政権は、外国直接投資を促進する環境をつくるために国内で国民協定 (PECE) を締結し⁽²⁾、税制改革を実施し、外国との間で公的債務の削減交渉(プレディプランによる債務の資本化)を行って、経済の安定化と運営の透明化を図った。その結果、メキシコ経済は急速に安定化した⁽³⁾が、民間部門の投資は大きくは伸びなかった。また、経済安定化のためのインフレ抑制策は、通貨の過大評価を招き折りからの貿易自由化とあいまって、急速な輸入の増加を促して、年々、貿易収支の赤字幅を拡大させた。この貿易収支の赤字は、設備投資を行って民間企業の輸出競争力を高め輸出を拡大することで相殺する以外に方法がない。メキシコは、NAFTAを批准しOECDに加盟することで投資環境を整備し、その信用力を高めて外国直接投資の流入を促進する方策を選んだ。

まず、NAFTAの交渉を始めるまでの経緯についてみる。アメリカはGATTのウルグアイラウンド交渉の行詰りを補完する目的でメキシコと1980年代後半から二国間協定の締結交渉を行っていたが、必ずしも順調に進んでいなかった⁽³⁾。一方、メキシコは、カナダとの間で通商協定を1990年3月に締結した。通商協定調印時にカナダのマルルーニ (Brian Mulroney) 首相が、「メキシコは、アメリカとカナダとの自由貿易協定 (FTA) に参加することを恐れるべきでない。参加すればメキシコは世界最大の3億人の市場を獲得でき、アメリカに従属しないですむ。この種の同盟でより多くの利益を得るのは発展が遅れている国の方である。それは歴史が証明している」とメキシコ市での記者会見でメキシコのFTAへの参加を呼びかけた。この呼びかけに応えるかのようにサリーナス大統領は1990年3月29日の国際問題に関する企業審議会 (Consejo Empresarial Mexicano para Asuntos Internacionales) で、「経済の成長と発展に寄与する複数の経済統合に参加する姿勢」を明らかにした。これらの動きから、メキシコは1990年1月から3月にかけてNAFTA締結の決意を固めたとみられる。

表1 NAFTA交渉の各山場での当事者と意図

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 1991年12月の 第1次案作成 | 米墨の主導 (12月13～14日のキャンプデー ビット米墨首脳会談) | NAFTA交渉の進展を文書化、自動車分野合意の目途達成 |
| 1992年8月の 基本文案作成 | 米墨の主導 (7月4日サンディエゴ米墨首脳 会談) | エネルギー、自動車、政府購入問題の整理終了 |
| 1992年10月の 仮調印 | アメリカ主導 (1992年8月のアメリカの案文発 表とサンアントニオでの調印) | 大統領選挙対策(クリントンは環境、労働についての改善を主張) |
| 1993年8月の 補完協定合意 | メキシコの積極的な協力 | 補完協定違反に対する罰則について調整終了 |
| 1993年11月の アメリカ下院 承認 | メキシコのスタンスが10月からアンビバレント化 カナダは新政権(反NAFTA)が成立 | アメリカ政府は、ホップ、ステップ、ジャンプの第一歩にNAFTAを、ステップにAPECを、そしてウルグアイラウンドの合意を最終ステップに据えNAFTA承認へ積極化(脱冷戦期の経済重視外交の姿勢) |

(出所) 筆者作成。

それ以降、メキシコはNAFTAの実現を目指して積極的な行動を開始した。たとえば、(1)1991年12月の第1次案の作成、(2)92年8月の基本文案の合意、および(3)93年11月のアメリカ下院によるNAFTA承認、までの各山場において、メキシコ政府は大統領以下総出で対米支援を行っている(表1)。したがって、NAFTAはメキシコ主導で交渉が進められたともいえる。

ところがNAFTAのアメリカ議会における批准が、アメリカ側の事情によって当初予定の1992年第2四半期から93年11月まで遅れたためNAFTAの実現可能性が疑問視されるようになった。この影響で外国直接投資が伸び悩み、一方でインフレ抑制策の副作用として通貨の過大評価によって輸入が急速に増加したため、経常収支の赤字幅が拡大した。メキシコは、経常収支の赤字を資本収支の黒字で相殺するために外資流入を促し、また、インフレ抑制を目的として、1992年の後半から高金利政策を持続せざるをえなくなった。

引締め政策にともなう不景気は、1994年が大統領選挙の年であったためサリーナス政権の構造改革に対する批判を表面化させた。たとえば、同年1月にチアパス州で発生した先住民族問題(農地法および教会法の改正)、また、同年3月のコロシオ(Luis D. Colosio)大統領候補暗殺⁽⁴⁾などである。1994年8月の大統領選挙は、このような事情からメキシコの「将来の安定」を賭ける重要な山場となったが、ワシントンの報道が「この選挙は(選挙の全工程において野党が与党とともに監視できる仕組みを導入するなど)メキシコの民主主義を強化した」と評価しているように、危機を逆に生かした結果となった。しかし、その後1994年9月のマシウ(Jose Francisco Ruis Massieu)与党幹事長⁽⁵⁾の暗殺事件は、政治面での緊張を再び高め、NAFTA発足の経済効果を減殺している。

第2節 NAFTAの企業活動へ与える影響

NAFTAで自動車・自動車部品、繊維、電機電子部門について原産地規則がとくに厳しく定められたが、その背景と、原産地規則の存在がメキシコのそれら部門の発展に与える影響について考えてみる。

1. 自動車産業

メキシコの自動車産業は、外資系の乗用車・商用車組立企業5社⁽⁶⁾と、民族系を中心としたバス・トラック製造企業など9社、また、部品製造企業500~600社から構成されている⁽⁷⁾。さらに部品分野で保税加工を行うマキラドーラ161社がある⁽⁸⁾。この構成から分かるように、メキシコは大量生産に依存する乗用車・商用車の組立を外資に委ねているが、地域性の強いバス・トラックの組立、および部品製造は地元で留保してきた。しかし、1980年代後半に始まった自由化の流れに逆らえず、地元資本のために留保してきた軽量

トラックと部品製造も徐々に外資を受け入れて国際競争力の向上を図る必要がでてきた。このような事情は「1989年自動車政令」で具体化した。これはアメリカのビッグスリー（GM、フォード、クライスラー）などが1980年代に入ってからメキシコを、小型車、エンジン、および労働集約的な部品の供給基地として利用してきたこととも密接に関連している。

地元部品製造企業を育成するために1989年自動車政令が組立企業に「国内付加価値率と外貨バランス」を義務づけ、エンジンやミッションなどの主要部品の国内市場を地元部品製造企業に確保してきた。しかし、一方で完成車と自動車部品の輸入が制限付きながら1990年から自由化されたために輸入部品との競争が生じ、また組立企業から価格、品質、納期に対し改善要求が強まった。地元部品製造企業はリストラを開始しているが、なかでも中小部品製造企業は設備および経営の近代化が遅れているため大半が淘汰される可能性が生じている⁽⁹⁾。

したがって、NAFTAの協定文作りでは、ビッグスリーなどメキシコに進出している外資系乗用車組立企業5社の保護⁽¹⁰⁾と自由化のバランス、また、地元部品製造企業に対する市場留保の維持(自動車政令の継続)、さらに、マキラーラ制度の存続⁽¹¹⁾、が主要な検討点となった。また、中古車輸入による廉価な自動車の供給開始の時期も問題となった⁽¹²⁾。

そのためにNAFTAの交渉項目は、(1)関税引下げスケジュール、(2)メキシコの自動車政令(乗用車・商用車・軽量トラックと中・重量トラック・バス)の取扱い、(3)アメリカの企業平均燃費効率規制⁽¹³⁾の取扱い、(4)米加自由貿易協定(FTA)の原産地ルールの改善、となった。まず、関税引下げスケジュールは、メキシコの撤廃速度が米加より遅くなっており、とくにバス・トラック⁽¹⁴⁾の完成車と自動車部品が手厚く保護されている(表2)。一方、メキシコからアメリカへの輸出については、小型乗用車・軽量トラック、部品(エンジン・ミッション)に関する関税面での障壁を短期間に低くし、メキシコのアメリカ市場向け生産基地としての位置づけが関税面から保障された。

次に、メキシコの非関税障壁である自動車政令は、中・重量トラック・バ

ス部門の政令が直ちに撤廃されたが⁽¹⁵⁾、乗用車・商用車・軽量トラック部門の政令は義務条件が緩和されたものの、10年間継続されることになった(表3)。この10年間の存続は、新規にメキシコへ進出する乗用車・商用車組立企業にとって国内付加価値率と外貨バランスの義務遂行が困難であり、逆に制約になっている。また、完成新車の輸入は組立企業しか行えず⁽¹⁶⁾、さらに、中古車の輸入は10年間、完全に制限される(表3)ので、まだメキシコに進出していない組立企業は新車および中古車の輸出ができないため間接的にもメキシコ市場へ参入できないようになっている。このような移行期間の関税・非関税障壁に関する取決めは、(1)内外資本によるメキシコのトラック・バス

表2 自動車製品の関税引下げスケジュール

| | NAFTA前 | | NAFTA以降 |
|-------|---|----------------|---|
| 加の対墨 | 輸入乗用車 | 9.2% | 直ちに4.6%。1998年2.3%。10年後にゼロへ。 |
| | 輸入トラック | 9.2% | 直ちに4.6%。1998年にゼロへ。 |
| 米の対墨 | メキシコ製乗用車 | 2.5% | 即時撤廃。 |
| | メキシコ製小型トラック | 25% | メキシコ製小型トラックについては直ちに10%、その後5年間でゼロへ。 |
| | メキシコ製キャブシャーシー | 4% | 10年で撤廃。 |
| | メキシコ製その他トラック | 25% | 10年で撤廃。 |
| | メキシコ製バス | すでに0% | |
| | メキシコ製部品 | 平均3.1% | 81%は即時ゼロ。残り18%は5年、1%は10年でゼロ。 |
| 米加間 | 1989年、米加FTAにより無税。 または、段階的な撤廃が始まっている。 | | 米加FTA (Auto Pact) により98年に大半0%。 |
| 墨の対米加 | 輸入乗用車 | 20% | 直ちに10%へ。10年間でゼロへ。 |
| | 輸入小型トラック | 20% | 直ちに10%へ。5年間でゼロへ。 |
| | 輸入大型トラック・バス | 20% | 10年後に撤廃。 |
| | 部品 | 10~15% (平均13%) | 輸入品目の5%を直ちに、残り70%を5年間でゼロへ。残り25%は10年間でゼロへ。 |

(出所) 筆者作成。

組立産業の強化（とくに軽量トラック）と、(2)メキシコへすでに進出している乗用車・商用車組立5社による小型乗用車、エンジン、およびミッションのアメリカ市場向け生産基地としての機能の維持、さらに(3)メキシコの自動車部品産業育成、を優先したものと見える。なお、独立系のマキラドーラが国内サプライヤー（内国部品供給者）としてその兼業が認められたので、部品分野のマキラドーラの発展的解消の道が開かれた。マキラドーラを多く利用していたビッグスリー⁽¹⁷⁾は、系列マキラドーラを独立させることなどによって「国内付加価値率と外貨バランス義務」への対応が容易になった。

第3に、メキシコにおける生産に影響するアメリカの非関税障壁である「企業平均燃費効率規制」（CAFE Act）は規定の変更が行われなくて、加盟国に対する適用方法に新たな条件が付け加えられた。その結果、高燃費車を

表3 完成車など輸入関連の規定と問題点

| | NAFTA | コメント |
|--|---|--|
| 完成新車 (乗用車, 商用車) (小型トラック, バス) | <ul style="list-style-type: none"> メキシコ乗用車・商用車政令が10年間有効。 貿易バランス義務の弾力化 輸入数量枠の撤廃 | <ul style="list-style-type: none"> 外貨バランスによる制限は段階的に緩和。また、1991年以前の純黒字外貨の最大1億5000万ドル/年の繰越し使用が可能。ただし、調整項目が定められ、国内部品利用の面から完成車輸入に天井が設けられている。 完成車の輸入権は、10年間組立メーカーのみに与えられる。 |
| 完成新車 (中重量トラック, バス) | <ul style="list-style-type: none"> メキシコトラック・バス政令の即時撤廃 輸入数量枠の撤廃 | <ul style="list-style-type: none"> 5年間は、各メーカーの生産数量の50%が輸入限度（非組立メーカーも輸入可能）。 |
| 完成中古車 (乗用車, 商用車) (小型トラック, バス) | <ul style="list-style-type: none"> メキシコは、米加に対し、2009年以降10年以内に段階的に制限解除。 | <ul style="list-style-type: none"> カナダもメキシコに対して、同じ規程。 メキシコの国境地帯での特例は継続。 |
| 部 品 | <ul style="list-style-type: none"> 貿易バランス義務の弾力化 | <ul style="list-style-type: none"> 完成新車（乗用車・商用車）と同じ。 |

(出所) 筆者作成。

NAFTA域内へ輸出している外国企業は、燃費のよい小型車と高燃費車を域内化率75%⁽¹⁸⁾で生産せざるをえなくなった(表4)。

企業平均燃費効率規制をクリアした後に、NAFTA域内の自由化の利益を得るためにはさらに原産地規則をクリアしなければならない。原産地規則は米加協定におけるホンダ問題を教訓として3カ国の関税当局が、実施可能でかつ有効な算式を求めて種々な検討を行った。その結果、米加協定をベースにし、ロールアップ方式を改めたネットコスト方式に決まった。また、エンジンおよびミッションについては、域内原材料使用のトレースを綿密に行う仕組みが形成された⁽¹⁹⁾。このような作業と、ビッグスリーによる域内化率引上げ要求の結果、NAFTAの原産地規則は、比率が米加協定(FTA)より引き

表4 CAFE Act関連の規定と問題点

| CAFE Act関連のNAFTA規程 | NAFTA以前 | NAFTA以降 |
|---|--|---|
| メキシコ製乗用車の「アメリカ産車」扱い。新規にメキシコへ進出したメーカーは生産開始の翌年から「アメリカ産車」扱い。 | アメリカ産車は国産化率75%達成が条件 $1 - \frac{\text{輸入部品価格}}{\text{車両卸価格}} \times 100$ | 従来の規程を続行。新規参入メーカーが域内化率75%を達成するのは厳しいと評価されている。75%未達の場合は、将来において輸入が禁止される。 |
| メキシコへすでに進出しているメーカーは1997年から2003年までにメキシコ製乗用車の「アメリカ産車」または「輸入車」扱いに関して1回選択権がある。2004年以降は、すべて「アメリカ産車」扱い。 | ビッグスリーは大型車(高燃費)をカナダ製(輸入車)扱いにして、輸入小型車(低燃費)と抱合せで燃費基準を達成していた。 | ビッグスリーは米加地域を一体化したうえで左記の選択ができるので、従来のような姑息な手段をとらないでもカナダ、メキシコ産車(低燃費)を国産車のカテゴリーに組み込める。域外から高燃費車を対米輸出している外国メーカーの場合は、大型車と燃費のよい安価な小型車との双方の域内化がビッグスリーと競争するために必要。しかし、メキシコに生産基盤がないメーカーが、域内化率75%をどのように処理するかが問題。 |

(出所) 筆者作成。

表5 自動車・部品の原産地規則の推移

| | 1994～97年 | 1998～2001年 | | | | 2002年以降 | | |
|--|----------|------------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| NAFTA： 乗用車，15人以下バス，5トン以下トラックおよび同じカテゴリーのエンジン・ミッション部品 | 50% | 56% | | | | 62.5% | | |
| 6トン以上トラック，16人以上バスおよび部品一般 | 50% | 55% | | | | 60% | | |
| メキシコ自動車令： 乗用車，小型トラック・バス | 34% | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 |
| 同上部品 | 20% | 33% | | | | 30% | 29% | 撤廃 |
| 中・重量トラック・バス | 1994年撤廃 | 32% | | | | 撤廃 | | |
| 同上部品 | 20% | 20% | | | | 撤廃 | | |
| カナダ自動車令： 完成車 | 50% | 56% | | | | 62.5% | | |

(出所) 筆者作成。

上げられ、内容が明確になった。また、明確になっただけ、厳しくなったといわれている(表5)。

このような事情を端的に示すのが「ビッグスリーの目標および要望と交渉結果」(表6)である。メキシコ政府はビッグスリーなどにメキシコ国内市場の既得権と、対米輸出基地としての利権の維持を認め、また、地元部品企業に最低限の市場を留保し、さらにマキラドーラの発展的解消の道をつけている。その反面、新規の乗用車・商用車および軽量トラック市場への第三国からの参入は、このような配慮の分だけ困難になっている。

2. 繊維・織物・アパレル

メキシコの繊維は、木綿、エネケン、ポリエステル短糸、およびアクリルの分野で伝統的に輸出力をもっている。しかし、織物業(1992年3212社)の9割弱が零細あるいは小規模企業であり、設備および経営の近代化が進んでい

表6 ビッグスリーの目標および要望と交渉結果

| 目 標 | 交渉にあたり要望したポイント | 交 渉 結 果 |
|---|---|--|
| <p>1. 米加産完成車の対墨輸出の増加。長期的には北米3カ国での分業体制の確立。</p> <p>2. メキシコが第三国メーカーの輸出基地になることから防衛（アメリカ市場は供給過剰）。</p> | <p>1. 自動車組立メーカーを既往のメーカーと新規に参入するメーカーに区別（米加協定と同じ）。既往メーカーの規制撤廃を相対的に早くする。</p> <p>2. 外資比率の即時撤廃。投資手続きの簡素化。</p> | <p>ローカルコンテンツは当初5年間50%、10年目62.5%となりビッグスリーの希望ラインを下回ったが、米加FTAを上回る水準になった。</p> <p>この水準は、アメリカのメーカーでも達成され難いといわれているCAFE Actの国産化率75%（米加FTAベースで65%）と比較しても、十分に厳しい水準といえる（新プラントには5年間の50%の懐妊期間がある）。また、新規参入の差別化も下記のとおり実現している。</p> |
| <p>3. メキシコの自動車産業を統合された北米自動車産業へ組み込む。すなわち、新規参入を妨げるためにメキシコの規制の無差別撤廃は考えない。むしろ、長期の移行期間を設けて障壁を維持する。</p> | <p>3. 個別項目</p> <p>イ. 関税</p> <p>（既）米墨両国の関税の即時撤廃。</p> <p>（新）5年間は現行関税。その後10年間で段階的に引下げ。</p> <p>ロ. 国内付加価値率</p> <p>（既）36%を直ちに25%へ。</p> <p>（新）36%は当初5年間維持。その後10年間で段階的に引下げ。</p> <p>ハ. 貿易バランス</p> <p>（既）直ちにバランス義務を50%に、その後15年で段階的に引下げ。</p> <p>（新）当初5年間は100%維持。その後10年間で段階的に引下げ。</p> | <p>段階的撤廃。ただし、バス、小型トラック、エンジン、ミッションについては米墨双方の物流が容易になっている。</p> <p>既往メーカーとの差別はない。ただし、ローカルコンテンツ面での制限の差が関税引下げメリットの享受を難しくしている。</p> <p>36%が直ちに34%へと下った。そして、5年間で29%まで下る。また、支援材料として、独立系マキラが国内部品サプライヤーへ転換することにより、国内付加価値率の対応に寄与できるようになった。さらに、1992年の実績を上述の低減ラインに適合するまで継続でもOK。</p> <p>既往メーカーとの差別はない。しかし、34%の5年間継続は、1991年のビッグスリーの実績が27%、33%、34%といわれていることからみて厳しい水準である。</p> <p>直ちに80%、10年間で55%になった。しかも調整項目の導入により、新車輸入に制限が加わった。一方、年間最大1億5000万ドルの外貨持越しの利用が可能。外貨持越し財源のないメーカーにとって厳しい。</p> |

(注) (既) 既メキシコ進出メーカー。

(新) 新規メキシコ進出メーカー。

(出所) 筆者作成。

ないため、中小紡績企業のコストは、アメリカの2倍といわれている⁽²⁰⁾。アパレル（1992年1万3082社）は繊維・織物・アパレル部門の付加価値の約6割を占めているが、密輸品の流入とアメリカの輸入規制⁽²¹⁾の影響で産業が発展できず、企業の96%は零細あるいは小規模である。メキシコは、1986年の輸入自由化で、輸入許可制を廃止し関税を引き下げたため、婦人服、コットンパンツ、化繊糸・布などの輸入が増えて繊維部門の貿易収支が1990年から赤字となっている。とくに、アジア（主に中国）からの密輸品と廉価な製品が流入しているため、繊維企業の倒産が増加している。また、メキシコではアメリカとの関係でマキラドーラにおいて縫製業が発展しており⁽²²⁾、メキシコの対米繊維輸出の4分の3を占めるアパレル製品の90%がマキラドーラからの輸出である。なお、マキラドーラが取り扱っている製品は大量生産に適したパンタロン、下着などの規格品である。

このような現状を踏まえて将来的に発展が期待されるメキシコの繊維製品の分野は、原料生産国としての立場からアクリル製ニットとポリエステル製カーペットである。また、婦人服のようなファッション性の高いアパレルについても、アメリカのメーカーがメキシコの低賃金と、NAFTAによる低関税、および地の利⁽²³⁾を生かしてメキシコに立地することが期待されている。

したがって、NAFTA交渉では、(1)アジアの廉価なアパレルおよび密輸品（古着も含む）の流入に対して国内既製服メーカーと繊維関連のマキラドーラ（縫製が中心）の存続を図ること、また、(2)長年メキシコの対米輸出を妨げていた多国間繊維協定（MFA）による数量規制の廃止、の2つが主な関心事項であった。アメリカにとってメキシコからのアパレル輸入は、もともと脅威ではなかった。メキシコからの輸入は1980年代を通じて繊維製品輸入全体の2～6%ときわめて少なく、またアメリカの衣服産業は保税加工を除くと、とくに下着などの規格品は低賃金の国からの輸入に追いつけられてすでに弱体化しているからである。したがってメキシコはアメリカと利害が対立するというより、アメリカと同じように中国を中心としたアジアからの廉価なアパレルに共通の脅威を感じていたといえる。

表7 繊維製品の関税引下げスケジュール

| | 輸入国 輸出国 | アメリカ | カナダ | メキシコ |
|------------------------|--------------|--|--------|--|
| | 即時 0 % | アメリカ | — | 米加FTA 付属文書 407.3条に基づく |
| カナダ | | 米加FTA 付属文書 407.3条に基づく | — | 同上 |
| メキシコ | | すでに0.6%が 関税ゼロ 即時0%(45.3%) | 同左 | — |
| 5 年 後 0 % | アメリカ | — | (100%) | (80.5%) 糸, 繊維の93% 織布の60% アパレルの97% 合計で0%(60.7%) |
| | カナダ | (100%) | — | 同上 |
| | メキシコ | (94.3%) 糸, 繊維の96% 繊維品の95% 完成品の83% アパレルの93% 合計で0%(49%) | 同左 | — |
| 10 年 後 0 % | アメリカ | — | (100%) | (100%) 0%(19.4%) |
| | カナダ | (100%) | — | 同上 |
| | メキシコ | (100%) 0%(5%) | 同左 | — |

- (注) (1) 発効後10年目に総括的見直し。
(2) () 内は関税撤廃の累計シェア。
(3) メキシコは中古衣類の輸入制限を継続。
(4) 米加FTAは、米加自由貿易協定である。

(出所) 筆者作成。

表8 アメリカのメキシコ製繊維製品の輸入に関する数量制限

| NAFTA前 | NAFTA後 |
|--------|---|
| MFA | 1994～1998年 原産地規則適合品および非衣類二次製品のすべてについて、輸入割当の即時廃止 |
| | 1999～2003年 原産地規則非適合品107品目(帆布, 綿シート, 綿ニットなど)の輸入割当の廃止 |
| | 2004年 輸入割当の撤廃(毛織物, スフ織物, ウールスーツ, ウールコートなど) |

(出所) 筆者作成。

交渉の結果、関税引下げスケジュールは自動車ほどではないがメキシコが米加より遅れて撤廃する形になっている(表7)。ちなみに、メキシコが即時に関税を撤廃したのは、メキシコで生産していない糸(ポリエステル長繊維, ポリアミド系繊維), および競争力の高い製品(ブルーデニム, Tシャツ, 水着, ジョギングウェア, カーテンなど)である。また、数量規制については、MFAからNAFTAに切り替えられた原産地規則適合品と非衣類二次製品のすべてについて1998年までに輸入割当が廃止されることになった(表8)。原産地規則は「糸」段階から域内産であること(例外は, 絹, 麻, 裁断されたシャツ地)となり、アジアからのアパレル完成品とアジア産の布を使った保税加工による製品の流入を防ぎ、木綿・化合織のアパレル市場をアメリカとともに留保している。

このように、「糸」原則によりメキシコの繊維、織物およびアパレル製造企業(マキラドーラを含む)は保護された。その結果、日本およびアジアの企業がNAFTA市場へ参入することが困難となった。

3. 電機電子

1987年からの自由化によって電機電子産業の地元企業数は減少している。たとえば、電子通信機器製造工業会議所(CANACINTRA)の会員数が1991年

に752社と、86年の770社を下回っている。しかし、減少の基調は変わらないものの、その影響の現れ方は製品分野によって異なっている。家電業界は、1970年代から80年代にかけて密輸品の流入で国内製造企業の自然淘汰が進んでいたが、輸入が自由化された1980年代終わり頃から白物分野が復活し始め⁽²⁴⁾、現在では白物だけでなくアイロンおよびミキサーなどの小物までアメリカへ輸出するようになってきている。1990年には23社が輸出している。同じように1970年代に密輸品に悩まされていた音響機器分野は、自由化とともに急速に輸入品（マキラドーラからの輸入）に切り替わっている⁽²⁵⁾。コンピュータは1990年4月に政令が緩和されてからIBM、ヒューレットパッカード（Hewlett Packard）、デジタルエクイップメント（Digital Equipment）、タンデム（Tandem）といったアメリカ資本のシェアが拡大している。通信分野⁽²⁶⁾はメキシコ電話会社のバイ・メキシカン政策により交換機分野のエリクソン（Ericsson）とインデテル（Indetel）、および送信分野のNECなど6社の寡占が続いているが、自由化の進展とともに市場が拡大して、新たな参入機会が生じると期待されている。したがって、NAFTAではコンピュータ、通信機器分野のほかは、電子部品およびエレクトロニクス家電（カラーテレビ、オーディオ、ビデオ）の輸出基地として機能しているマキラドーラ⁽²⁷⁾の存続が主な関心事項となった。

交渉の結果、コンピュータ、カラーテレビ、オーディオおよびビデオの分野でメキシコは米加より遅れて関税を引き下げることになった⁽²⁸⁾（表9）。しかし注目すべき点は、域内自由化の利益を受ける条件となる原産地規則が国産化率ではなく、主要製造工程の域内化で判断する方法に重点を置いていることである（表10）。たとえば、カラーテレビについては13インチ以下は基板のマウンティング、14インチ以上についてはブラウン管製造⁽²⁹⁾、高品位テレビではディスプレイ（チューブとパネル）とカスタムICの半分以上の製造、コンピュータではカラーブラウン管製造、基板へのマウンティング、フロントパネル・本体およびプリンターなど周辺機器の組立、ビデオでは基板3個以上のマウンティング、半導体では前工程を、域内で行うことになっている。

表9 電気電子機器の関税引下げスケジュール

(1) オーディオ・ビデオ・カラーテレビ

| 輸出国 \ 輸入国 | アメリカ | カナダ | メキシコ |
|-----------|----------|----------|--|
| アメリカ | — | 1998年に0% | 即時0% (47%) 5年で0% (51%) 10年で0% (2%) |
| カナダ | 1998年に0% | — | 同上 |
| メキシコ | 即時に0% | 98年に0% | — |

(2) コンピュータおよびソフト

| 輸出国 \ 輸入国 | アメリカ | カナダ | メキシコ |
|-----------|--------------------------|-------|---------------------------|
| アメリカ | — | 即時に0% | 即時0% (70%) 5年で0% (30%) |
| カナダ | すでに0% | — | 同上 |
| メキシコ | 即時に0% (GSPで74%がすでに0%) | 即時に0% | — |

(3) 半導体

| 輸出国 \ 輸入国 | アメリカ | カナダ | メキシコ |
|-----------|----------|----------|----------------------|
| アメリカ | — | 即時にすべて0% | 10%または15%から発効時にすべて0% |
| カナダ | 即時にすべて0% | — | 同上 |
| メキシコ | 即時にすべて0% | 同上 | — |

(注) メキシコは、中古コンピュータの輸入を10年以内に自由化。

(出所) 筆者作成。

したがって、NAFTAによりエレクトロニクス家電、コンピュータ・周辺機器、および主要部品（ディスプレイ、回路基板）の組立が域内に留保され、メキシコでのマキラドーラ活動の継続が保証され、ブラウン管と半導体などをアメリカの電子部品産業に依存する関係が形成されている。なお、電機電子分野は、すでに国際分業体制についてある程度の決着がついており、また、

表10 電気電子機器の原産地規則

| 機 種 | 原 産 地 規 則 |
|------------|---|
| カラーテレビ | 13インチ以下 すべての基盤のマウンティングを北米で行ったもの。 14インチ以上 ブラウン管（前工程+後工程）またはファネル（後工程）もしくはフロントパネル（前工程）のどちらか一方が北米製。また、1999年以降は、上記に加えたチューナーおよびチューナーコントロールと回線、オーディオアンプおよび検波回路の部品を組み合わせた構成部品が北米製。 |
| 高品位テレビ | ディスプレイ（チューブとパネル）とカスタムICの半分以上の製造。 注： カラーテレビ用ブラウン管のメキシコからの輸出について関税ドローバックを認める数量が定められている。ただし、1991年7月1日から92年6月30日の間に2万本以上を域外から輸入したメーカーに限る。 対米輸出 1994年120万本、以降毎年20万本減らし、2000年以降ゼロ。 対加輸出 1994年75万本、以降毎年5万本減らし、96年以降ゼロ。 なお、この権利はNAFTA加盟国がウルグアイラウンドによる第三国GSPレートを単独に引き下げた場合に消滅する。 |
| ビデオ／ビデオカメラ | 基板3個以上の場合、非北米産が1/10以下なら親基板、子基板を各々1個と数える。 |
| テープレコーダー | 全基板のマウンティングを北米で行ったもの。 |
| コンピュータ | ディスプレイ カラーブラウン管またはその主要部品が北米製。モニターおよびターミナルは北米組立。 コンピュータ 親基板 ¹⁾ へのマウンティング（半導体、トランジスタ、ダイオード、ICなど）。 プリンター 北米組立。コントロール、光源、イメージングおよびペーパーハンドリングの北米組立。プリントサーキットの北米組立。 記憶素子 北米組立。 その他周辺機器 北米組立。 コンピュータ部品 北米組立（アクセサリ、アドオンボードなど）。 |
| 半 導 体 | 前工程を北米で実施。 |

(注) 1) CPUあるいはMPCを装着する回路基板。

(出所) 筆者作成。

日本および韓国企業のマキラドーラへの進出がほぼ完了しているので NAFTAのアジアへの影響は一部製造工程のアジアからの移転程度の影響にとどまるとみられている。

第3節 輸出および投資動向

1. メキシコへの影響予測——域外からメキシコへの貿易および投資転換効果

NAFTAの影響に関する各機関の見通しは、(1)短期的にはメキシコの資本財と半製品の輸入が増加する、(2)労働集約的な産業がメキシコへ移転する、(3)長期的にはメキシコの生産性が高まり加盟3カ国の所得が上昇する、(4)市場が拡大し、比較優位によって産業の棲分けが決まる、という見方に集約される(表11)。ハフバウアー、ショットの「北米における地域主義」⁽³⁰⁾が、この見方に最も近いのでこの論文に基づいてNAFTAのメキシコへの影響(域外からメキシコへの貿易と投資の転換効果)についてみる。

ハフバウアー、ショットは、NAFTAによってアメリカのメキシコからの輸入が事務通信機器、電気機械・部品、自動車、繊維・衣服を中心に1990年の水準より毎年77億ドル程度増加し、一方、アメリカからメキシコへの輸出は化学製品、非電気機械、事務通信機器、電気機械・部品、自動車を中心に毎年168億ドル程度増加すると予測している。言い換えれば、米墨間貿易はアメリカからメキシコへの輸出がアメリカのメキシコからの輸入を大きく上回って伸びる(アメリカの対墨貿易黒字が増加する)、とみている。NAFTAによるアメリカのメキシコからの輸入増分年間77億ドルのうち、アジア(韓国および台湾を含み日本を除く)からの輸入減少分(貿易転換効果)は事務通信機器、電気機械・部品、繊維および衣服などを中心に年間8億ドル程度とみている。

表11 NAFTAの影響

| 国名 | 研究所など | 報告時点 | メキシコへの影響 |
|------|--|----------|---|
| アメリカ | 雇用政策委員会 | 1992年10月 | 付加価値の低い産業はアメリカからメキシコへ移転 |
| アメリカ | 国際貿易委員会 | 1993年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期的にはメキシコの成長に最も貢献する。雇用も7%増大する。 ・アメリカから機械、工具、工作機械、薬品、繊維、自動車部品の輸入が増加する。 ・長期的にはアメリカのメキシコへの投資が16%増加（自動車、コンピュータ、エレクトロニクス、東南アジア向け投資の転換）。 ・メキシコの低賃金の利点は低生産性によって短期的には一部相殺される。 |
| カナダ | カナダ協議会 | 1993年2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・カナダの通信、環境工学、エンジニアリング・サービス部門がメキシコに参入することが期待される。 ・カナダの労働集約型産業はメキシコより競争力が劣る（低賃金のみが原因でない）。 |
| メキシコ | CEESP (Centro de Estudios Políticos, Economicos y Sociales) | 1993年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・500社のうち、75%が北米市場での競争に勝つ能力があると考えている。（技術、価格、品質、設備能力などの点で）。 ・大企業の85%、中小企業の65%はNAFTAをメキシコに有利と考えている。 ・国内企業との競争を心配している。 |
| アメリカ | 議会予算局 | 1993年7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・メキシコのGDPが20年後に6～12%伸びる可能性がある。 ・メキシコへの純資本流入はGDPの6～7%で増大することもある（1991年は14.7%）。 ・アメリカのメキシコへの輸出は年間70億ドル増大する。 |
| アメリカ | ハフバウアー、ショット | 1993年 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期的にみると、米墨貿易は両国の生産効率を高め（比較優位による棲分け）、両国の所得増加をもたらす。 |

(出所) 筆者作成。

また、メキシコの外国投資受入れ額は1990年に年間30億ドルであったが、NAFTAによって年間50億ドルに増加するとみている。すなわち、NAFTAによって毎年20億ドルの直接投資が増加することになる。したがって、1990年から2000年までの10年間に累積200億ドルの対メキシコ外国直接投資が増加することになるが、このうちの半分（100億ドル）はアメリカからの増加分、残りがアメリカ以外の地域からの増加分とみている。アメリカからメキシコへの直接投資増加分100億ドルのうちアジアからメキシコに投資先を転換するものが24億ドル、ラテンアメリカから転換するものが26億ドル、その他諸国から転換するものが50億ドルとハフバウアー、ショットはみている。このアメリカのアジアからメキシコへの投資転換から生じるメキシコの対米輸出の増加を12億ドルと予測している。この金額は先にみたアメリカのメキシコからの輸入増加によるアジアからの輸入減少分（貿易転換効果：8億ドル）より大きい。NAFTAによってアメリカからアジアに向かうはずの投資がメキシコへ流れる可能性があり、この投資から生み出される対米輸出増加の方が、直接的な貿易転換効果より大きいことが注目される。

外国直接投資は、アメリカとメキシコとの間の生産の補完関係に注目し、メキシコの今後の生産効率の向上と国際競争力の強化によって、NAFTA地域内において比較優位による分業が生じることに期待している。

2. 1994年上半期の実績

現在入手できるNAFTA発効後のメキシコの貿易・投資に関する詳細な統計は1994年上半期までなので「大統領選挙の結果」を反映しておらず、また、「米加の景気回復の影響」を受けているなどNAFTAの効果を判断するのに良いデータとはいえない。しかし、メキシコの対米輸出が事務通信機器、電気機械・部品、自動車を中心に前年同期に比べ21%増加（235億ドル）し、対米輸入が自動車、コンピュータ、半導体、ブラウン管、農機具などを中心に前年同期に比べ17%増加（245億ドル）しているのはNAFTAの効果とみるこ

ともできる⁽³¹⁾。1994年のメキシコの対米輸出は前年比13%増の488億ドル、輸入は21%増の564億ドルであった。さらに注目されるのはカナダとの貿易関係が1991年以降、急速に増加していることである。メキシコ商工省のデータによるとカナダは、メキシコにとってEUに次ぐ輸出相手国となり、NIEsを上回る輸入先になっている⁽³²⁾。

外国直接投資(証券投資を除く)は、1990年に過去のピーク(87年の39億ドル)に匹敵する37億ドルに達してから後、製造業(輸送機器、石油化学、飲食品)、運輸通信サービスを中心に年間50~60億ドル台で推移するようになった。このうち、アメリカからの投資は1994年末までの累積額で全体の61%強、とくに89年から94年の累計の63%を占めている⁽³³⁾。一方、1994年の外国直接投資統計によると⁽³⁴⁾、年間総額が前年比6割増の80億ドルになり、ハフバウアーの予測値を大幅に上回っている。またアメリカの割合が52%に落ち、ヨーロッパとアジアからの投資が増えており、域外からの輸出転換による投資が増加しているとみることができる。

3. マキラドーラ

マキラドーラに関しては、NAFTAでは2000年末まで現行制度がそのまま維持され、2001年から関税還付制度へ移行する、と考えられている。移行期間における特徴として、(1)アメリカの付加価値関税制度の存続、(2)メキシコのマキラドーラ政令の存続、(3)独立系マキラドーラの国内部品供給業(OEM部品が売上げの60%以下)の兼業、(4)MFA対象かつ域内品認定のアパレルの数量規制枠外扱い、(5)国内販売枠の拡大(1994年55%、以降8年目までに全量、国内販売の許認可不要)の諸点があげられる。次いで、2001年以降においても原産地規則を満たしていない場合は、(1)持込み原材料(最終製品に関連したもの)に課される関税(完成品輸出後60日以内に納税)と完成品の対米・加輸出に際して課される関税のうち、低い方の還付、(2)既存の機械設備(直接的に生産に使用されるものに限る)はメキシコ国内で保税による使用の継続を認めている。

したがって、NAFTAの発効により域内品の基準を満たしているマキラドーラ（アメリカ・カナダおよび地元の原材料を使って操業している）は、従来からのマキラドーラの特典とNAFTAによる関税優遇の双方の利点を享受できる。一方、域内化の基準を満たせないマキラドーラの場合は、7年後（2001年）から関税還付制度を利用できる仕組みになっている。このようなマキラドーラへの配慮によりインフラ整備と公共サービスの改善がなされれば、マキラドーラは1990年代に倍増するとCIEMEX-WEFA⁽³⁵⁾は予測している。

ただし、現時点で入手できる最新のデータであるメキシコ商工省の統計によると1995年1～5月において、マキラドーラのプラント数が1993年末の2195社から2049社へと約146社減少している。地域はパハ・カルフォルニア州147社（95年1～4月）、業種は木製・金属製家具50社、電気・電子部品47社および化学22社に集中している。この変動に関する情報は入手していないが、家具はもともとカルフォルニアの環境規制を嫌ってメキシコへ移動した経緯から考えると、公害規制の強化に嫌気がさしたのではないかと思われる。電気・電子部品も高賃金・高転職率で採算が悪化したためと考えられる。

4. 民間企業の展開

メキシコでの報道を整理してみると、モンテレイグループ（ALFA, VISA, VITRO, CYDSA）、およびサリーナス政権に近いといわれたグループ（CEMEX, CARSO, TELEVISA, DESC）の国際化を目指したリストラ、合併、対米進出といった動きが1990年代に入ってから活発になっている⁽³⁶⁾。業種は、窯業、食品、飲料分野の製造業および大型小売業に活発な動きがみられる（表12）。以下においてはメキシコにおける自動車・自動車部品、繊維、エレクトロニクス分野の動向に絞ることとする。

(1) 自動車

現在、メキシコ市場での先発組立企業は設備の拡大・更新とともに、輸出

表12 民間企業の国際化の動き

| | |
|-------------------|---|
| ① 国際競争力強化のためのリストラ | |
| ALFA | HYLSA (還元法による鉄鋼メーカー)の近代化、鉄鋼・食品および石化に集中(1993年12月に包装部門2社をDURANGOグループへ売却)、89~92年の間に資産の60%を更新。 |
| CARSO | 銅ケーブルの一貫総合メーカー化(CONDUMEXなどを買収)。 |
| CEMEX | セメント専門メーカー化。 |
| CYDSA | アクリル総合メーカー化、包装・環境・石化も重視(コンピュータ部門GENETECを売却)。 |
| DESC | 3カ年計画で5部門に分社の予定(自動車部品、食品が中心、ミッションメーカーTREMECを買収、薬品および少額投資部門の売却)。 |
| GMEX | ペプシボトラー業務に集中(コーラ、ジンジャエール、ミネラルウォーター)。 |
| ICA | 1994年3月に建設に集中する旨発表(ホテル、自動車部品TREMECを売却)。 |
| IMSA | ミニミル投資による近代化。 |
| PROEZA | 1989年にグループ内の分野見直し。 |
| VISA | ビール、コココーラの製販に集中(COCA COLAとKOF<JV>設立、1992年に2億4900万ドルを投資、60%近代化、30%拡大、10%環境保全)。 |
| VITRO | ガラス総合メーカー化、1989~92年の間に設備近代化・拡張および環境保全のために1億2000万ドル投資)。 |
| ② 先進国市場への進出 | |
| BIMBO | 1993年にアメリカメーカー2社(ORBID FINER FOODS, LA FRONTERISA)買収、94年にMRS, BRAIRD'S BAKERIESとQES, FOODS (JV)設立、SARA LEE(米)とアメリカ市場での販売提携(JV)。 |
| CEMEX | SUN BELTO(米)を買収しアメリカで製販、VALENCIANA, SANSON(西)を買収しスペインで製販。 |
| CYSDA | CROWN CRAFT(米)と提携しアクリル毛布・燃糸を米加市場で販売。 |
| GRUMA | JANSEN(米)と提携し繊維テキスタイルをアメリカで販売。 |
| IMSA | アメリカにトルティージャ製販法人設立。 |
| TELEVISIA | 古河とJVを設立してアメリカ日産へ納入。 |
| TMM | HEARST CORP(米)、SOCIEDAD EUROPA(欧)を買収。 FRUCHINPORT GESERSCHAFT WEICHERT(仏)を買収しDELMONTEの北中欧向け生鮮食品の運輸独占。 JB, HUNTと米墨間運輸協定(1000万ドルで船団建造)。 SEACOR HOLDING(米)と1994年1月にJV設立(メキシコ湾でのオイルプラント供給)。 |
| VITRO | 1989年にANCHOR GLASS(米)、LATCHFORD GLASS(米)、92年にACI AMERICA(米)、WORLD TABLEWARE INTERNATIONALのメキシコ法人を買収、PILKINGTON BROT. (英)、PHILADELPHIA QUATZ(米)、OWENS CORNING FIBER GLASS(米)、CORNING(米)、AMERICAN SILVER(米)とJV。 |
| ③ 中南米市場への進出 | |
| ALFA | TENEDORA TERZA(ALFAグループ)とSHOW INDUST.(米)はカーペット・棚などの生産とメキシコ・南米での販売のためにJV設立。 |
| BIMBO | グアテマラ、チリ、ベネズエラ、エルサルバドルに生産法人設立。 |
| CEMEX | 1994年3月にVENCEMOS(ベネズエラ)の株式の過半数を購入。 |
| CYDSA | BONLAM(CYDSAグループ)とVERATEC(米)とで中米へのファイバーの販売協定。 |
| GRUMA | コスタリカ、ホンジュラス、エルサルバドルにトルティージャの生産法人設立。 |
| IMSA | 1993年にFULGOR(ベネズエラ)、INACEL(アルゼンチン)を買収。 |
| TAMSA | SIDERCA(アルゼンチン)とJV。 |
| TELEVISIA | ベネズエラ、ペルー(C. DE RADIODIFUSION, 1993年8月)を買収。 |
| VISA | KOFはCOCA COLA(アルゼンチン)を1994年5月に買収。 |
| VITRO | 中米に生産法人を保有。 |
| ④ 近代的経営手法の導入 | |
| ALFA | 1992年の年報でQUOLITYとCOSTSのリーダーとしての立場の堅持を主張。 |
| CIFRA | WALL MARTとJVでハイインパクトスーパーへの進出。 |
| DESC | カナダのアッセンブラーヘリヤー・ドライブシャフトをJITで納入(1991年)、R&Dを強化(91年)、TQ計画発足(91年)。 |
| FRISA | JC. PENNEYとJVでコマースシャルモールへの参加。 |
| LIVERPOOL | K-MARTとJVで百貨店経営。 |
| PROEZA | 1989年よりTQ, 決定参加方式を実施。 |
| VITRO | 1992年年報の中心はTQ戦略。 |

(出所) *El Financiero*. International Editionなどより抽出して作成。

と部品の地元調達が当面の課題になっている。また、自動車政令の撤廃されたトラック・バス分野は、ブルーバード（ヌエボレオン州・バス）、スカニア（サンルイスポトシ州・トラック）、コーチングダストリー（ヌエボレオン州・バス）、およびベンツの新工場（ヌエボレオン州・バス）といった欧米メーカーが次々と進出している。しかし、乗用車・商用車部門は条件が厳しいので、ベンツ、BMW、ホンダが正式に参入したにとどまっている（表13）。上記の組立企業の動きのなかでNAFTA発足後、変わったことは、ビッグスリーをはじめとする各社がメキシコを北米市場での小型車・軽トラック、およびエンジンの供給地であるとともに、メキシコ国内市場を重視するようになったことである。

このような組立企業の設備更新・拡張と新規投資から生じた地元部品調達の必要性の高まりに対し、地元部品製造企業は新技術の取込み（合弁、技術導入）と競争力強化（リストラ）に力を入れている⁽³⁷⁾。また、組立企業の需要に応えた外国部品企業の進出が盛んになっている。

(2) 繊維・アパレル

メキシコの繊維・アパレルは、モンテレイグループのシドサ社（CYDSA）がアクリル部門の原料から最終製品までの分野に活動を絞り込み、さらにアメリカ企業との提携を通じて海外販路戦略を展開し始めている。

アパレルはマキラドーラを含めて企業の整理が進んでいる。なお、アジア、とくに中国の安いアパレルが流入するので、国内製造企業の倒産が相変わらず続いているが、メキシコ政府はダンピング調査および相殺関税によって対抗している。これは、NAFTAのもとでの新しい現象である。

(3) 電機電子

白物家電については、地元資本とGEの合弁企業であるマベ社（MABE）が冷蔵庫用コンプレッサーを三洋との合弁で生産することになった。音響機器、コンピュータ、および電子部品は、NAFTAによって重要部品と基板の域内

表13 メキシコの主要メーカーの生産拠点と最近の動向

(1994年3月末現在)

| メーカー | 組立工場 | 生産モデル | 生産能力 | 事業計画・その他 |
|----------|-----------------------------|--|----------------|--|
| GM | Ramos Arizpe工場 | Buick Century* / Cutlass Ciera (A), Chevy Cavalier** / Pontiac Sunbird (J) | 15万台 | 1995年までに、Cavalierの生産をアメリカ・ミンガン州Lancing工場へ移管、95年後半からはCorsaの生産を開始する。Corsa生産にあたっては、プレス工場建設などに1.5億ドルを投資。1994年1月からスペイン製Corsaの輸入が開始された。なお、Corsaは1994年後半からブラジルGMでも生産、アメリカへ輸出の計画があるが、メキシコ製Corsaのアメリカへの輸出計画は、現段階ではない。 |
| | Celaya工場 | S-10 Blazer, 大型ピックアップ アップ, Suburban, P30 シャシー | 15万台 | 新工場を建設中。投資額は4億ドル。完成後メキシコ工場から移転。 |
| Ford | Cuatitlan工場 | Thunderbird/Couger, Tempo/Topaz, Taurusセダン/ワゴン, Grand Marquis, Fシリーズピックアップ | 15万台 | 1994年3月にThunderbird/Cougerの生産をアメリカ・オハイオ州Lorain工場へ移管。1994年4月にTempo/Topazの生産を中止し、Ford Contour/Mercury Mystiqueを同年9月から生産する。生産規模は7.5万台、うち5万台をアメリカ・カナダへ輸出する。同車生産にあつての投資は1.75億ドル。 |
| | Hermosillo工場 | Escort/Tracer セダンとワゴン*** | 18万台 | 1994年からメキシコ市場向けEscortを生産開始。生産能力を20万台へ拡張する計画。投資額は、Chihuahuaエンジン工場拡張と合わせて4億ドル。 |
| Chrysler | Toluca工場 | Shadow/Sundance (P)*, Acclaim/Lebaron/ Sprit (A)*, Phantpm, New Yorker (C) | 17.5万台 | Neonの生産を開始する予定（生産能力は7.5万台/年）。また、JAカーも投入する。両者ともメキシコ国内および中南米向けで、アメリカ・カナダへの輸出計画はない。 |
| | Salttillo工場 | 大型ピックアップ*, Ramcharger* | 15万台 | Salttillo南部に新工場（生産規模10万台/年）を建設して、移転する計画。新工場では新型ピックアップT300を生産する見込み。 |
| VW | Puebla工場 | Golf/Jetta*** Beetle, | 18.5万台 | 1993年は約9万台をアメリカ・カナダへ輸出、うち3分の2がアメリカ向け。アメリカVWは1994年に約7万台のメキシコ製Golf/Jettaの販売を計画している。 |
| | | Transporter | 1.5万台 | |
| M-Benz | Santiago Tianquistenco工場 | Sクラス トラック | 0.1万台 1.2万台 | 1993年2月よりSクラスの組立を開始した。当面は年間1000台規模。アメリカ・カナダへも輸出する。1994年1月より、バスの生産を開始。 |
| | Monterrey工場 | バス | 0.3万台 | |
| 日産 | Aguascalientes工場 | Sentra, ADワゴン/バン | 12万台 | 1997~98年に生産30万台体制を確立する計画。完成車の中南米輸出、KD部品のアメリカ輸出を拡大する方針。日本向けADバン輸出は、1994年2万台、数年後に3~3.5万台規模を目標とする。 |
| | Cuernavaca工場 | Sentra, 小型ピックアップ, Vanette | 19万台 | |
| 本田 | (Guadalajara) | n.a. | n.a. | 朝日新聞(1994.2.23)によれば、補修部品工場の敷地内での自動車の生産を検討中。 |
| BMW | n.a. | n.a. | n.a. | 乗用車KD生産を検討中。1994年6月末までに結論を出す予定。 |

(注) *はアメリカ, **はカナダ, ***はアメリカ・カナダ向けに輸出している。

(出所) FOURIN. No. 105, May 1994, p. 19. に加筆。

生産能力はWard's Automotive Yearbook. による。

生産、および周辺機器の域内組立が原産地規則で明確に定められたので、主要組立部門であるマキラドーラの存続が保証された。その結果、メキシコのカラーテレビの普及率⁽³⁸⁾がブラジル、アルゼンチンと比べて未だ低いこと、またパソコンの官庁・銀行での使用が端緒にあることも含めて、アメリカ、日本、および韓国の組立企業のマキラドーラが設備の更新と拡大をしている(表14)。なお、この拡大・更新投資は設備の保税持込みが2000年末までしか認められなくなったことも影響している。

具体的な例としては、ティファナ地域などへの産業の集積が注目される。そこでは、NAFTAのカラーテレビ原産地規則充足に必要な主要部品(シャーシー)の、現地生産を目指した部品製造企業の新規投資が始まっている。また、カラーテレビやシャーシー製造企業が集積につれ、原産地規則適用外の部品製造企業にも規模の利益が発生するようになってきている。通信分野ではメキシコ電話会社の影響がまだ強いが、1997年からの通信サービスの自由化を受けて地元アルファグループ(Grupo Alfa)とアメリカ資本との間で長距離電話サービスへの参入が発表され、関連機器製造企業の投資活動の活発化が期待されている。さらに、コンピュータ分野でも、1990年の自由化で進出したアメリカ系製造企業が過去の蓄積を生かし市場シェアを拡大しているが、台湾のエイサー(Acer)が新たにマキラドーラに進出しており、三洋もマキラドーラに参入する計画を発表している。

5. まとめ

貿易および投資への影響を具体的に表したデータは、まだないが、外国直接投資の半分以上を占めるアメリカ企業のメキシコへの参入の動きをみると、NAFTAの効果が出始めているといえる。ハフバウアー、ショットは、NAFTAが生む米墨間の貿易創出効果、その影響としての域外に対する貿易転換効果、NAFTA市場の拡大による域外に対する投資転換効果、および投資転換による貿易創出効果を計測している。とくに注目されるのはNAFTA

表14 エレクトロニクス分野の投資例

| 社名 | 投資例 |
|-----------------|---|
| 東芝 | カラーテレビ用シャーシーの生産をシンガポールから一部をメキシコへ移転（1986年）。さらに、シンガポールより全面移転（1995年）。 |
| 松下 | テレビの生産をイリノイからティファナへ移転（1995年以降生産）。 |
| 三洋 | ティファナでゼオス社向けOEMパソコンの生産を開始（1994年9月）。 なお、大型テレビ用シャーシーは、マレーシアより移転済み（1987年）。 |
| 三洋 | AV用電子部品（偏光ヨーク、フライバックトランス、チューナー）の生産を日本・インドネシアからティファナへ移転。 |
| 三洋 | パソコンの量産をメキシコへ移転。現在、1000台/月を1995年5月に3万台/年へ。 |
| 日立 | 大型テレビ用シャーシーの生産をマレーシアからティファナへ移転（1994年6月）。1993年より北米でのテレビ生産をメキシコへ集中。 |
| パイオニア | カーオーディオ（CDディスクプレーヤー）の生産設備を新設。3年間で30億ドルの投資。 |
| キャノン | インクジェットプリンターを1995年秋より生産開始（2500台/月）。 |
| モトローラ | ポケベル工場新設（5000万ドルの投資）、半導体工場拡張、本社ビル建設。 |
| I B M | 販売および設備改善のために6200万ドルの投資を決定（1993年1月）。 |
| 三星 | テレビ部品組立工場新設のために2000万ドルの投資決定。この他に1億ドル投じてカラーテレビ用チューナーの工場新設を計画中（1994年5月）。 |
| 三星 | 三星グループでは5億ドル投じて家電、家電用部品生産および半導体生産設備を拡大。これに三星航空産業、三星コーニング、三星電子（テレビ部品組立工場のため2000万ドル投資決定）、三星電管（カラーテレビ用チューブライン新設、1億ドル決定）、などが参加。 |
| L G (ラッキー金星) | ゼニスのシェアを5%から57.7%へ引上げ（3億5000万ドル投資）。 |

(出所) 筆者作成。

のアジアやラテンアメリカに対する短期的、直接的な影響である貿易転換効果よりも中・長期的、間接的な影響である投資転換効果に基づく貿易創出効果の方が大きいことである。言い換えれば、NAFTAによってアメリカのメキシコからの輸入が増加（米墨間の貿易創出効果）する影響でアジアおよびラテンアメリカなどからの輸入が減少（貿易転換効果）する大きさは、アメリカの投資転換による貿易創出効果（NAFTAがなければアメリカがアジアおよびラテンアメリカにしたであろう投資をメキシコに投資先を変えるために生じるアメ

リカのメキシコからの輸入増加)の方が大きい、とみている点が注目される。この投資転換効果は、アメリカ資本についてみたものであるが、この計測に含まれていない日本および韓国資本がマキラドーラのエレクトロニクス部門を中心に投資を増加させており、また、自動車・自動車部品部門でも既進出組立企業の投資に対応して欧州および日本の部品製造企業の投資が増えている。すなわち、NAFTAによる大市場の形成(産業集積のメリットも含む)とメキシコ国内市場への期待が、原産地規則と自由化移行期間における域内企業の保護とあいまって、域外企業の輸出を投資に転換させる効果をもたらしていると考えられる。

おわりに

メキシコ政府はNAFTAに1980年代にルールを敷いた新しいマクロ経済運営を逆行させないための「杭」として、また、仕上げるための「梃子」としての役割を求めてその実現に賭けたが⁽³⁹⁾、アメリカ議会での批准の遅れとその後のメキシコの政治的不安定がNAFTAの経済効果を減少させている。

しかし、民間企業の動きをみると、米墨両国において直接投資が相互に活発化し始めており、また域外国からメキシコへの直接投資も増えていることからNAFTAの効果が始まっているといえる。さらに、メキシコと、アメリカおよびカナダとの貿易が拡大している。NAFTAのメキシコへの経済効果は、アメリカの景気、国際金利水準、メキシコの政治的安定性に依存する部分が多いが、対墨投資の増加と投資による輸出創出効果が出始めていることからメキシコ経済の発展に有効であったと考えられる。

〔注〕 _____

- (1) 池上政弘「発展途上国の1980年代における輸出動向と経済成長」(『経済分析』第132号、1994年12月)。

- (2) 1988年12月からPacto para la Estabilidad y Crecimiento Económico, 1993年2月からPacto para la Estabilidad, la Competitividad y el Empleoの略称。
- (3) 佐々木潤『一体化する北米経済—NAFTA時代の到来—』日本貿易振興会, 1994年, 83ページ。
- (4) 『エクスパンション』誌のアンケート調査結果では、構造改革をめぐる対立から生じた与党内部の抗争という見方が強い (*Expansión*. 3 Aug. 1994)。
- (5) 1994年9月28日PRI書記長マシウ (サリーナス大統領の義弟) が暗殺された。この事件の背後には(制度的革命党)PRIの改革反対派であり、麻薬組織とも関係があると噂されている下院議員の名があがっている。
- (6) フォード, GM, クライスラー, 日産, VWの5社である。
- (7) メキシコ自動車部品工業会会長オスカル・ベハール (Oscar Vejar de la Barrera) は500社とし, また *FOURIN*. No.109, Sept. 1994, p.24では500~600社としている。なお, 自動車政令によってメキシコ資本が過半数の「部品製造企業」と, 外国資本が過半数の「内国部品供給者」との2つの概念がある。
- (8) 製品の一部を関税の支払いを条件にメキシコ国内市場で販売できる。
- (9) メキシコ部品工業会会長オスカル・ベハール氏による。
- (10) ビッグスリーは国内市場の確保と, 新規参入企業の対米輸出を阻止することを希望した。
- (11) 地元工業団地開発業者の利益保護を含む。
- (12) 地元部品製造企業のアフターマーケットの縮小に関連している。
- (13) Corporate Average Fuel Efficiency Act, 各企業ごとの規制値は, モデルごとに燃費を測定し, 販売台数で加重平均した値で, 国産車と輸入車に分けて算出される。各企業は基準値を下回る場合には, 0.1mpg (マイル/ガロン) 下回るごとに生産台数1台当たり5ドル徴収される。
- (14) 1963年にECは鶏肉の自給自足を意図した政策の一環としてアメリカの冷凍チキンに45%の関税を課した。ヨーロッパ側が鶏肉の関税削減を拒否したとき, アメリカは輸入トラック (ほとんどがVW) に対して25%の関税をかけた。この税金がチックンタックスと一般にいられている。NAFTAではメキシコに対し直ちに25%から10%に引き下げ, その後5年間でゼロとなる計画である。
- (15) 完成車の輸入数量規制のみが5年間継続する。
- (16) 中・重量トラックも組立企業の生産の5割相当を輸入できる。
- (17) GMは22社, フォードは8社, クライスラーは3社を保有している。
- (18) NAFTAの域内化率より名目で10%程度高いといわれている。
- (19) 原産地規則達成の場合は全額を域内価格としてカウントする。未達の場合はトレースにより域内原材料にかぎりカウントする。

- (20) *US-MEXICO TRADE : Pulling Together or Pulling Apart ?* Congress of the U.S. Office of Technology Assessment, Oct. 1992, p.184. 国際競争力があるのはCYDSA, ALFAなどの大企業数社にすぎない。
- (21) 対米輸出の71.1%がMFA枠内である(日本貿易振興会『中小企業海外投資行動マニュアル(北米編)』海外経済情報センター, 1992年, 369ページ)。
- (22) 繊維マキラドローラは1994年3月に387工場あり, 6万7336人の従業者を雇用している。
- (23) モードの変化および商品の引渡しにおけるクイックレスポンスに利点がある。
- (24) サンルイスポトシ州, およびヌエボレオン州を中心に大企業が5社, 中小企業4社, 小企業14社がある。基本製品はモーター, コンプレッサー, プラスティック部品である(日本貿易振興会『中小企業海外投資…』379ページ)。
- (25) 20インチ以上のカラーテレビは, 地元からの供給が増えている(日本電子機械工業会『メキシコにおける民生用電子機器の市場動向』1993年3月)。
- (26) 1990年に民営化された。これまで, 公共部品の優先的調達を主要な需要として発展してきた(谷浦妙子「メキシコの電機電子産業の産業組織と国際競争力」〈同編『産業発展と産業組織の変化』アジア経済研究所, 1994年〉296ページ)。
- (27) 電子部品, およびエレクトロニクス家電は, マキラドローラの生産の約4分の1を占めている。
- (28) アメリカはメキシコに対し即時に関税を撤廃した。
- (29) 1999年以降は, 主要5回路の構成部品のマウンティングが加わる。
- (30) ゲーリー・C・ハフバウアー&ジェフリー・ショット(横田一彦監訳)「第3部 北米における地域主義」(大野幸一編『経済統合と発展途上国-EC・NAFTA・東アジア-』アジア経済研究所, 1994年) 291~331ページ。
- (31) *Washington Post*. 21 Aug. 1994による。
- (32) 1994年1~3月の輸出は56%, 輸入は50%, それぞれ前年同期に比べ増えている。
- (33) アメリカの投資は, 1992年末累計で242億ドル(全体の50%)である。1988年から91年の4年間で約70億ドルの投資が増加した。8社(GM19億ドル, フォード12億ドル, クライスラー12億ドル, IBM 5億ドル, Anderson Clayton 2億ドル, Xerox 1億ドルなど)で22%を占めている。1994年は, 自動車を中心に繊維, 電機, 小売, 化学などで61億ドルの新規投資になると予測している(*Inbond Industry, Industria Maquiladora*. No. 4, Consejo Nacional de la Industria Maquiladora de Exportacion A.C., 1993, p.11)。
- (34) メキシコ商工省外国投資局。
- (35) CIEMEX-WEFAはフィラデルフィア所在の経済研究所, 関連記事は同研究

所の報告書 (*Perspectivas Economicas de Mexico*. No.4, 1993) に基づく。

- (36) *Business Week*. 22 July 1991による。
- (37) メキシコ自動車部品工業会によれば、輸入完成車・部品の増加により販売台数ほどに部品の売上が伸びず、価格の伸びも抑えられており、経営環境は一段と厳しくなっているという。完成車の国内市場販売台数は1993年に59万7000台で、そのうち1.4% (8500台) が輸入車であったが、1994年には63万4000台のうち13.4% (8万5000台) が輸入車となる見通しである。
- (38) UNESCO, 『*Statistical Yearbook 1994*. Paris, 1994』によれば1992年の1000人当たりテレビ普及率は、メキシコ149台、ブラジル208台、アルゼンチン221台である。
- (39) *Entiendo El TLC*. p. 6, 閣僚会議 (外務, 大蔵, 社会開発, 労働福祉, 中銀, 大統領府), 顧問委員会 (労働, 農業, 財界, 大学, 上級教育機関の代表) および外国貿易に関する財界協力機構 (Coordinadora de Organizaciones Empresariales de Comercio Exterior : COECE) を通じて国内の合意を得てNAFTAの交渉を進めた。とくにCOECEを通じて多くの人々がNAFTAの交渉に参加した。このほか、議会での説明, 小冊子による広報, 調印から批准までの間の公聴会17回, 地方説明会10回, および業界団体への3カ月にわたる説明会が行われた。